

学 則

1 事業者の名称及び所在地	社会医療法人 ジャパンメディカルアライアンス 〒243-0433 神奈川県海老名市河原口1320番地
2 研修事業の名称	JMA 介護職員初任者研修通学コース
3 研修課程及び形式	介護職員初任者研修課程 (通学・通信)
4 開講の目的	介護の現場で働くための基本的な知識と技術を身につけた人材を養成し、介護人材の確保に貢献する
5 研修責任者及び研修コーディネーターの氏名 研修担当部署 研修担当者及び連絡先	研修責任者： 鄭 義 弘 研修コーディネーター： 相川 浩一 研修担当部署： 本部 人事総務部 人財開発課 研修担当者： 中田 昇吾 住所： 神奈川県海老名市河原口1519番地 連絡先： 046-231-8577(直通)
6 受講対象者(受講資格)及び定員	満60歳未満で法人内(関連法人を含む)の在宅・施設での介護業務への就業希望者、及び法人内職員 定員15名
7 募集方法(募集開始時期・受講決定方法を含む) 受講手続及び本人確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般公募 開講日の概ね1ヶ月前から募集開始し、自社ホームページ・法人・関連法人内各施設内掲示・折込みチラシ等に広告を掲載する ・ 受講希望者は電話で申し込みをし、受講可能者は履歴書提出・来所して研修の概要の説明を受け面接で選考とする。 ・ 受講決定後、開講案内を送付、開講日に受講手続きを行なう。 ・ 本人確認は、開講日に公的証明書の提示時コピーを控える。
8 受講料、テキスト代 その他必要な費用	51,995 円 (内訳)・受講料45,000円・テキスト代 6,995円
9 研修カリキュラム	別添様式3のとおり
10 通信形式の場合 その実施方法 ・ 添削指導及び面接指導の実施方法 ・ 評価方法及び認定基準 ・ 自宅学習中の質疑等への対応方法	なし
11 研修会場 (名称及び所在地)	①海老名メディカルサポートセンター 8階 研修室 (〒243-0433 神奈川県海老名市河原口1519番地) ②特別養護老人ホーム シェ・モア (〒243-0433 神奈川県海老名市河原口1581番地) ③特別養護老人ホーム 和心 (〒243-0418 神奈川県海老名市大谷南3-20-15) ④特別養護老人ホーム さつき (〒243-0433 神奈川県海老名市河原口1383番地)
12 使用テキスト (副教材も含む)	一般財団法人 長寿社会開発センター 出版事業部 介護職員初任者研修テキスト

<p>13 研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む)</p>	<p>1) 技術演習における習得度評価 「こころとからだのしくみと生活援助」の次の項目について、各演習時間内で技術習得度評価を行う。チェックリストによりA～Bのものを一定レベルに達成している者とする。 ⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑨入浴・清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑪睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑭総合生活援助技術 (評価区分) A:基本的な介護(介助)が的確にできる B:基本的な介護(介助)が概ねできる C:全くできない</p> <p>2) 全科目の終了時に、1時間の筆記試験による修了評価を実施する。次の評価基準によりC以上が評価基準を満たしたものとして認定する A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点未満、D=70点未満</p> <p>3) 通学カリキュラムを全て出席し、上記(1)及び(2)において認定基準を越えている受講者に対し、修了証明書を発行する。</p> <p>4) 修了評価時点で基準以下のときの取り扱い 担当講師の補習の上、再試験を実施する。 補習 1 演習 3000円 再試験 2000円</p> <p>5) 筆記再試験においてなお基準以下の場合、修了証明書は発行されない。</p>
<p>14 欠席者の取り扱い(遅刻・早退の扱い含む) 補習の取り扱い (実施方法及び費用等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10分以上の遅刻・早退は欠席とする。 ・ 研修の一部を欠席したもので、やむをえない事情があると認められる者については補習とする。 ・ 補習の実施は、原則として当法人におけるコースの同じ授業を振替受講することにより行う。(欠席日に対する補習料は徴収しないが、他事業所で受講した場合の補助はしない。)
<p>15 科目免除の取り扱いとその手続き方法</p>	<p>なし</p>
<p>16 解約条件及び返金の有無</p>	<p>受講者からのキャンセル 開講後に受講者の都合で退校になった場合、受講料の返金はしない。 当社からのキャンセル 授業態度不良により退校処分となった場合、受講料の返金はしない。</p>
<p>17 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)</p>	<p>当社ホームページ (http://www.jinai.jp/) において、以下の内容を情報開示する。</p> <p>(1) 研修機関情報： ・ 法人情報・・・法人格、法人名、住所、代表者名、法人事業概要、法人財務情報、併設の介護保険事業所や介護施設の事業概要など ・ 研修機関情報・・・研修部署の名称、研修事業担当理事名、住所、理念、学則、研修施設と設備など</p> <p>(2) 研修事業情報：募集対象、研修スケジュール、定員、募集～受講までの流れ、費用、留意点など、研修カリキュラム、担当講師名、修了評価の方法など</p> <p>(3) 講師情報：講師名、講師略歴・資格・現職など</p> <p>(4) 実績情報：過去の研修実施回数、参加人数など</p> <p>(5) 連絡先等：申込、資料請求、苦情連絡先など</p>

18 受講者の個人情報の取り扱い	受講者の個人情報は、法人のプライバシーポリシーを遵守し、厳正に取り扱う。ホームページに記載あり (http://www.jinai.jp/) 就職先の施設の人事総務に当初の履歴書を提出し、コピーを保管する。修了者名簿は介護保険法施行令第3条第2項第2号イの規定により県に提出する。
19 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	亡失、き損した場合、受講者本人の申請により再交付する。 手数料：1通 1000円
20 その他研修実施に係る留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 退校処分の取り扱いについて <ol style="list-style-type: none"> 1) 学習意欲に著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる場合は本人と面接し合意の上で退校の手続きを取る。 2) 研修の秩序を乱し、他の受講生の授業の妨げとなると法人側が判断した場合、本人の合意の下退校手続きをとる。 2. 修了証明書が発行されない場合、受講料は返却しない。